

【第1号議案】

令和4年度 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団事業計画

沖縄県保健医療福祉事業団（以下「事業団」という。）は、本土復帰前の被用者を対象とした医療保険の余剰金を広く県民に還元するために、沖縄県と協力して県民の保健及び医療の向上と福祉（特に労働者の福祉）の増進に寄与することを目的に昭和49年3月に設立された財団法人である。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当事業団事業においてもイベント等の中止や変更など大きく影響を受けた。令和4年度は、コロナ禍における外部環境の変化並びに県民の健康づくりに対する意識や行動の変容に対応した事業を行い、平成30年度理事会で承認を得た特定費用準備資金活用による事業拡充計画も進めていく。また、「事業団中長期計画（平成26年6月9日制定）」も終盤の9年目を迎えるにあたり、これまでの事業の成果や課題を踏まえ、今後の計画に繋げるよう効率的に事業を推進する。

健康づくり運動普及啓発事業については、沖縄県が策定した「健康おきなわ21（第2次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を踏まえ、健康づくりイベントの開催、健康情報の提供、勤労者の健康推進事業のほか、健康づくり活動への助成等により、関係する機関・団体と連携しながら効率的に事業展開を行う。

臓器移植推進事業については、臓器移植コーディネーターを2名配置し、あっせん業務のほか、院内移植医療体制づくりの支援事業を行う。また、より多くの県民に臓器提供や移植医療について理解を深めてもらうため、過年度に実施した意識調査の結果を踏まえ、これまで以上に普及啓発活動の充実・強化を図る。

ファミリーハウス事業については、離島などの遠隔地から本島の医療機関に通院・入院する子どもとその家族が利用する滞在施設「がじゅまるの家」の運営を通して、県民の医療と福祉の向上に貢献していく。

勤労者福祉事業については、就労支援事業を行う団体に対し助成を行い、雇用機会の拡大及び人材育成を通し労働者福祉の向上を図る。

以上の公益目的事業を円滑に実施するため、資産運用についてはリスク軽減措置と事業展開のバランスを考慮した上で、資金の安全かつ効率的運用を図る。また、収益事業については、施設の貸付及び温泉供給に関する事業を引き続き行い、財源の安定確保に努める。

令和4年度における事業計画は以下のとおりである。

I 公益目的事業

1 健康づくり運動普及啓発事業

(1) 健康づくりイベントの開催

ア 健康づくり講演会の開催

働き盛りの健康意識の向上並びに健康行動の促進を図るため、県外または県内から著名な講師を招聘して、健康づくり講演会と体験型のミニイベントを開催する。

開 催 地：沖縄県立博物館・美術館（予定）

開 催 時 期：11月（予定）

参 加 人 数：200人～300人程度（講演会、イベント参加を含む）

イ 「県民健康フェア2022」の開催

県民の健康づくりに関する意識の向上と取り組みを促すことを目的に、沖縄県医療保健連合（なごみ会）と連携したイベントを開催する。

開 催 地：未定

開 催 時 期：8～9月（予定）

参 加 人 数：1,500人

ウ 若年層の健康教室

進学や就職などによって、一人暮らしや寮生活など大きな環境の変化を迎える高校生を対象に、保健・栄養・運動等に関する知識の習得、健康生活の実践と習慣化を目的に、若者向けに趣向を凝らした健康教室を開催する。

対 象：県内高等学校1～2校（離島地区を含む）

開 催 時 期：令和5年1～2月（予定）

参 加 人 数：学年もしくは学校単位で開催

エ 食育活動の推進

(ア) 調理実習の実施

調理にかかわることは「食」の力を育てる土台となることから、食生活改善推進員と連携して、県内各地域で調理実習を実施する。

連 携 先：沖縄県食生活改善推進員連絡協議会

開 催 回 数：12回程度（離島地区を含む）

参 加 人 数：1回あたり20人程度

(イ) 体験型栄養教育システム活用事業

県内における食育関連イベント及び講習会等において、実物大のフードモデルを用いた食育 SAT システムを活用し体験型の栄養教育を展開することで、県民の食習慣の見直しと望ましい食生活の実践を推進する。

連 携 先：沖縄県栄養士会（食育 SAT システムの使用貸借契約を締結し、当該システムの効率的な運用を図る。）

おもな活用先：県内各地域及び事業所で開催される食育関連セミナー、イベント、講習会等

使 用 回 数：10～20回程度

(ウ) 沖縄県栄養士会連携事業 ※

効果的な食育活動の推進を図るため、栄養学に関する専門的な知識や知見を有し、沖縄の食文化並びに県民の健康課題に精通した職能団体である沖縄県栄養士会と連携した下記の事業を開催する。

・食育リーダースキルアップ支援事業

地域の食育リーダーを対象に、食育活動推進者としての専門的技術を習得する研修会を開催することで、県内全域における食育活動の底上げを図る。

開 催 回 数：2～3回（離島地区を含む）

参 加 人 数：1回あたり20～30人程度

・若年層向け食育講習会の開催

健康的な生活習慣の定着には、若年層に対する健康教育が重要であることから、栄養バランスや食生活の大切さについて学ぶ体験型食育講習会を開催する。

対 象：県内中学・高等学校、専門学校等

開 催 回 数：1～2校

参 加 人 数：学級もしくは学年単位で開催

(2) 健康づくり情報の提供

ア メディアミックス型情報発信事業

比較的健康への関心の薄い若年層（20代～30代）をメインターゲットとし、健康情報誌『kenko ISLAND』を発行する（年3回、各20,000部）。また、情報誌と連動したWEBサイトやSNSを含む各種メディア媒体を横断的に組み合わせることで、効率的かつ効果的な情報発信を行う。

イ 健康情報の発信（ホームページ）

栄養・運動・休養（メンタルヘルス）情報を随時発信するとともに、助成金の募集案内、健康づくりイベント情報等を提供する。

(3) スマートライフサポート事業

ア 保険者との連携

(ア) スマートライフセミナー(受託事業)

特定健診・特定保健指導の意義とリスク改善率の向上をめざし、医療保険者と連携して、生活習慣病予防のための講座を開催する。

・ 沖縄県市町村職員共済組合

開 催 時 期：11月（予定）

対 象：組合員

参 加 人 数：50人×2回

(4) 勤労者健康推進事業 ※

ア 健康経営普及啓発プロモーション事業

県内企業における健康経営の普及促進を目的に、行政関係機関並びに経済団体等と連携した啓発活動を行なう。

(ア) 職場の健康力アップ促進事業（沖縄県健康長寿課との共同事業）

従業員の健康増進に取り組む県内企業に対し、企画・立案段階から実施までワンストップで支援する事業を実

施する。また、健康づくりの普及啓発に関し、関係する団体等への助言、制度等の有効活用につながる周知を行う。

対 象：県内企業及びその従業員

(5) 助成事業

ア 市町村健康づくり運動実践活動助成

各市町村が実施している健康づくり事業に対して助成を行う。

助 成 金 額：1市町村1事業について経費の10分の7以内の額（限度額30万円）

募 集 件 数：12市町村程度

イ 健康づくり実践活動団体助成

県内で公益活動等の実績があり、健康づくり活動を実践している団体に対して助成を行う。

助 成 金 額：1団体1事業について経費の10分の9以内の額（限度額30万円）

募 集 件 数：12団体程度

ウ 健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業 ※

市町村が行う健康づくりボランティア（健康づくり推進員、食生活改善推進員等）の養成及び活動支援に係る施策に対し助成を行う。

助 成 金 額：1市町村1事業について経費の10分の5以内の額

（限度額30～40万円：人口規模によって変動）

募 集 件 数：15市町村程度

2 臨器移植推進事業

県民に移植医療の普及啓発を行うと共に、医療機関に対し移植医療体制整備作り等の指導を行い、県内の臓器移植を推進するためこの事業を行う。

(1) 臨器移植コーディネーター受託事業

県からの委託を受け、臓器移植コーディネーター資格者を確保し、県民に対し移植医療の普及啓発を行うと共に、移植病院・提供病院との情報交換並びにあっせん業務を行う。

ア 臓器提供者（ドナー）発生時の対応（あっせん業務）

臓器移植コーディネーターは、ドナー発生時から提供後までの円滑な連絡調整（ドナーファミリー・提供病院・移植病院・日本臓器移植ネットワーク・警察等の関係機関）を行う。

イ 臓器移植推進委員会の開催

臓器移植医療の専門的立場から臓器移植コーディネーターへ臓器提供者（ドナー）発生時の問題点等への指導助言を行う。

（2）医療機関の移植医療体制整備事業

院内移植医療体制の充実のため、移植関連情報の提供や、相談・助言に努め、臓器提供病院の拡充及び潜在的ドナーに関する情報確保の促進を図る。

ア 病院啓発

県内の医療機関を定期的に巡回し、移植関連情報の提供や院内移植医療体制整備の支援を行う。

イ 臓器提供についての調査

病院の医療記録を調査し、死亡退院患者の中から潜在的ドナーの有無を調べ、臓器提供のプロセスのどこに問題点があるかを明らかにし、今後のドナー増加につなげられるよう検討を行う。

- ・調査予定病院数：2施設

ウ 沖縄県移植情報担当者会議の開催

県と協力し、移植情報担当者（院内コーディネーター）を対象に会議や研修会を開催し、移植医療に関する知識の習得や情報提供を行い、県臓器移植コーディネーターとの協力体制を構築する。開催方法については、2回をオンライン形式、1回を集合形式で予定しているが、新型コロナウイルスの感染状況等次第ではオンライン形式およびハイブリット形式に変更する。

- ・開催時期：2022年6月、10月、2023年2月

エ 研修等派遣事業 ※

県内の移植情報担当者（院内CO）等のスキルアップおよび所属機関での院内体制が進むことを目的とし、院内関

係者を日本移植コーディネーター協議会が開催する研修会や臓器移植医療関連学会等に派遣する。

- ・ 派遣人数：4人程度
- ・ 派遣先：日本移植コーディネーター協議会研修会及び臓器移植医療関連学会等

(3) 県民への普及啓発事業

多くの県民に移植医療及び臓器提供について理解してもらうための普及啓発を行う。

ア 臓器提供意思表示の促進

- ・ 臓器提供意思表示リーフレットを各市町村窓口、銀行、映画館、イベント会場等、県民が多数集まる場所に設置し、カードを含め健康保険証、運転免許証の臓器提供意思表示欄への記載推進を図る。
- ・ 普及促進グッズを作成し、臓器移植についての关心を高める。
- ・ 新聞の広告およびSNS等を活用し、臓器移植普及推進月間における臓器提供意思表示の促進を図る。
- ・ コミュニティラジオ局と連携し、グリーンリボン認知度向上の為の番組やラジオCMを放送する。

イ 臓器移植推進月間（10月）行事の開催

- ・ 街頭キャンペーンの実施
- ・ 臓器移植を知るシンポジウムの開催

ウ 移植医療推進に向けた作品展等の開催

SNSを活用しグリーンリボンに関する作品募集（写真・絵画等）を行い、SNSや医療機関、公的機関等において作品展を開催し、移植医療の社会的認知度向上を図る。

エ 出張講座の開催

中高生、看護学生、大学生を対象に腎臓病や臓器移植についての出張講座を開催する。

オ イベントの活用

県内で開催されるイベント等を活用し、臓器移植推進について県民への普及啓発を行う。

カ 音楽を活用した臓器移植プロモーション事業 ※

グリーンリボン（臓器移植）を推進するプロモーションビデオをメディアやWEB、SNS等で効果的に配信し、臓器移植に対する県民の認知度向上および臓器提供意思表示の促進を図る。

(4) 助成事業

ア 組織適合性検査助成

臓器移植希望者の組織適合性検査（血清学的 HLA タイピング検査、HLA-DNA タイピング検査、クロスマッチ検査及び検体保存）に対し助成する。

助成金額：2万円／人

助成人数：30人

イ 臨器移植関係団体への助成

臓器移植の普及や啓発事業を行う団体に対し助成する。

助成金額：1団体に対し限度額10万円

募集件数：2団体

(5) 賛助会員募集事業

県内の医療機関や企業に対し、臓器移植推進事業に賛同する賛助会員の募集を行う。

3 ファミリーハウス事業

(1) 施設運営

離島や遠方から本島の医療機関に通院又は入院する病児とその家族のための宿泊施設「がじゅまるの家」（所在地：南風原町）を運営し、県民の医療と福祉の向上に寄与する。「がじゅまるの家」は、安価でプライバシーが守られ、心身ともに安らぐことができる施設運営を目指す。また、施設開所から 14 年経過しており、必要な施設の修繕及び環境を整備し、安全に利用できるよう施設管理を行う。

・部屋：10室（洋室4室、和室6室）

・利用料金：1室1人1泊

病児・・・無料

病児付き添い家族（中学生以上）・・1,350円 （小学生以下）・・250円

成人の患者とその家族 ・・・・・・ 1,950 円 ただし、病児、付き添い家族の利用を優先とする。

(2) 利便性向上事業 ※

ア 建築設備改修整備事業

令和 3 年度に引き続き、不具合等を生じている廊下等の冷房設備の取り替えを行うことにより、光熱費等の削減にもつなげる。

4 勤労者福祉事業

勤労者の福祉向上等に取り組む団体が行う事業で、地域において勤労意欲のある者に対する就労の支援に対し、その必要経費を助成する。

県内の労働者の状況は、様々な経済・雇用事情から離職率が高い、正規雇用率が低いなど問題も多い。就労支援のノウハウと関係機関とのネットワークを活用し、就労支援を行う団体に対し、助成事業を行うことで、雇用制度や施策の隙間で十分な支援を受けられずにいる就労困難者の支援を行い、勤労者の福祉の向上を図る。

(1) 助成対象事業：就労支援事業

(2) 予 算 額：1,500 万円

5 経営業務効率化推進事業 ※

(1) 安全対策施設整備強化事業

・耐用年数が経過した職員用パソコンを順次取り換え、不具合や故障発生によるデータの損失及び作業効率の低下を防ぐとともに、在宅勤務並びにオンライン会議時における機能性と安全性を高める。

II 収益事業

1 施設等貸付に関する事業

事業団が所有する施設及び土地を賃貸借契約により貸し付ける。

(1) 施設の貸付

- ・株式会社 フィットネスプロモーション 月額 506万円
- ・公益財団法人 沖縄県アイバンク協会 月額 2万4千円

(2) 土地の貸付（分散型発電設備の設置）

- ・株式会社 シントー 月額 3万3千円

2 温泉供給に関する事業

(1) 温泉供給

敷地内から湧出する温泉は、株式会社フィットネスプロモーションが運営する施設ジスタス浦添へ温泉供給契約（月額使用料：102万3千円）により供給する。